

平成 30 年 8 月 7 日 京都府
京都市

文化庁の全面的な移転に向けた地元の協力について

- (1) 文化庁の移転は、国においては、東京一極集中の是正につながり、日本全国の文化の力による地方創生や地域の多様な文化の掘り起こしや磨き上げによる文化芸術の振興を図るといった意義を持つとともに、結果として、京都側にとっても、同庁の移転により、地元の文化力の向上、交流人口の拡大、地域経済の活性化等が図られることが見込まれるなど、京都の将来の発展にも資するものである。こうした考えの下、京都府、京都市及び地元経済界が中心となって、オール京都で文化庁の誘致に取り組み、平成 28 年 1 月 14 日付けの要望文書において、「移設土地は京都で提供する」こと、「庁舎の建設費用については、地元も応分の負担をする用意がある」こと及び「職員等の受入（住宅等）については、関係省庁と協議し、地元も協力する」ことを明記している。
- (2) 第 4 回文化庁移転協議会（平成 29 年 7 月 25 日）において、「京都府が京都市などの協力を得て、文化庁の受入環境整備の一環として移転の規模に応じ、京都府警察本部本館の耐震化も含めた改修・増築を行うこととし、整備後、文化庁は、本庁の庁舎として、京都府の条例等に基づいた適切な貸付価額で、長期的に貸付を受ける」ことが決定されたことから、庁舎に係る土地の提供及び建設費用の応分の負担については、貸付料の減額により対応することとする。
- (3) (1) の趣旨を踏まえ、本格移転に際しての貸付料は、国と京都側で対等の負担とすることが適当と考えられることから、議会の了承が得られることを前提に、土地相当額については無償、建物相当額については 4 割を減額することとする。
- (4) 文化庁の本格移転先庁舎の整備については、京都府が整備主体となるが、当該事業を府市で協調して、京都府と京都市が対等に責任を果たしていくことを基本的な考え方として、更に協議を進める。
- (5) 庁舎整備のほか、文化庁が行う文化芸術事業、文化庁への職員派遣や文化庁職員の住環境の確保等について、地元経済界からの支援を含め、継続的な連携・協力を行う。